長崎県立大学地域創造学部履修規程

平成 28 年 4 月 1 日 規 程 第 4 号

改正 令和2年3月24日規程第33号改正 令和3年3月24日規程第68号

改正 令和 3 年 12 月 1 日規程第104号

改正 令和4年2月2日規程第1号

改正 令和7年3月5日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則(以下「学則」という。)第30条第3項の規定に基づき、地域創造学部(以下「本学部」という。)の教育課程及び授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育目的)

第2条 本学部は、地域の発展に必要な知識・知見と実践力を身に付け、幅広い視野で地域の課題を 解決できる人材を育成することを目的とする。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、全学教育科目、専門教育科目及び教職に関する科目をもって編成する。

(最低修得単位数)

第4条 卒業に必要な単位数を128単位とし、全学教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数は、 別表第1に定めるところによる。

(全学教育科目)

第5条 全学教育科目の区分、各区分の授業科目、単位数その他履修に関する事項は、長崎県立大学 全学教育履修規程(以下「全学教育履修規程」という。)に定めるところによる。

(専門教育科目)

- 第6条 専門教育科目の区分、各区分の授業科目、単位数その他履修に関する事項は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 公共政策学科(別表第2)
 - (2) 実践経済学科(別表第3)

(履修及び履修科目の登録)

第7条 学生は、履修登録した科目のみ履修することができる。毎学年所定の期日までにその学年又は学期において履修しようとする科目を登録しなければならない。ただし、授業時間が重複する授業科目は2科目以上履修登録することはできない。

(履修科目登録単位数の上限)

- 第8条 履修できる当該年度の総単位数は48単位を限度とする。ただし、次の各号に掲げる科目の単位は含まないものとする。
 - (1) 長崎県立大学教職課程履修規程第7条に規定する教職に関する科目
 - (2) 学則第36条、第37条及び第38条の規定により単位認定された科目

削除[令和2年規程第33号]

(他の学部等における授業科目の履修等)

- 第10条 学則第35条に基づき、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、在学する学部の学部長を経て当該他の学部の学部長の許可を、同一学部の他の学科の授業科目を履修しようとするときは、在学する学部の学部長の許可をそれぞれ受けなければならない。ただし、卒業要件単位数に算入される同一学部の他の学科の学科専門科目を除く。
- 2 学長は、前項の規定により修得した単位については、30単位を超えない範囲で修得単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第11条 学則第36条の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、入学年度 の指定された履修登録の期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 既修得単位認定申請書(様式第1号)
 - (2) 成績証明書又は学修の成果を証明する書類
 - (3) 授業科目の概要を記した書類
 - 一部改正[令和2年規程第33号]

(他の大学等における授業科目の履修)

第 12 条 学則第 37 条の規定に基づき、他の大学(放送大学を含む。)等における授業科目を履修しようとする者は、所定の期日までに出願票を提出しなければならない。

(外国の大学又は短期大学における授業科目の認定)

第 13 条 学則第 37 条第 2 項に基づき、外国の大学又は短期大学に留学し、修得した単位等を本学の 修得単位として認定を受けようとする者は、所定の期日までに履修した授業科目の概要を記した書 類及び成績証明書又は学修の成果を証明する書類を提出しなければならない。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第 14 条 学則第 38 条の規定に基づき、大学以外の教育施設等における学修を、本学の修得単位として認定を受けようとするものは、所定の期日までに、学修の成果を証明する書類を提出しなければならない。
- 2 単位を与えることができる学修、認定基準、対応する本学の授業科目及び単位数等については、 学長が別に定める。

(試験)

- 第 15 条 試験は、各学期末に行う。ただし、授業担当者が必要と認めるときは、随時に行うことができる。
- 2 学生は、第7条に定める届出をした科目についてのみ試験を受けることができる。
- 3 原則として授業実施回数の3分の2以上出席をしなければ、当該科目の受験資格を失うものとする。

(追試験)

- 第16条 次の事由で試験を欠席した場合には、追試験を行うことがある。
 - (1) 忌引

- (2) 不慮の災害
- (3) 病気
- (4) 就職試験
- (5) その他やむを得ない理由と認められる場合
- 2 追試験を受験する場合は、所定の期間内に、所定の証明書等を添え「追試験申請書」(様式第 2 号)を提出して許可を受けなければならない。
 - 一部改正[令和2年規程第33号]

(再試験)

- 第17条 不合格となった科目については再試験を行うことがある。
- 2 再試験の実施については、学長が別に定める。

(成績の表示)

第18条 学生に通知する成績の表示及び成績証明書における成績の表示は、別表第4に定めるところによる。

(再履修)

- 第19条 学生は、単位を修得した科目についても、再履修することができる。
- 2 授業科目の最終の成績評価は、最終履修時の評価をもって当てる。

(GPA)

- 第 20 条 学業成績をはかる基準としてグレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average 以下「G P A」という。)を用いる。
- 2 GPAは、授業科目の成績評価に対するグレードポイント(以下「GP」という。)を定め、それに各授業科目の単位数を乗じ、その総和を登録科目単位数で除する成績係数とする。
- 3 GP、学期GPA、累積GPAの算出式等は、次の各号のとおりとする。
 - (1) G P

成績表示	A (秀)	B (優)	C (良)	D (可)	F (不可) Y (失格)
G P	4. 0	3. 0	2. 0	1. 0	0

(2) 学期GPAの算出式(小数点第3位以下切捨て) 当該学期における[(科目の単位数)×(その科目で得たGP)]の総和 (当該学期に履修登録した単位数)の総和

(3) 累積GPAの算出式(小数点第3位以下切捨て) <u>各学期における[(科目の単位数)×(その科目で得たGP)]の累計</u> (各学期で履修登録した単位数)の累計

- 4 GPAの計算には、次の各号に掲げる授業科目は含めない。
 - (1) 全学教育科目の英語科目及び中国語科目
 - (2) 教職に関する科目
 - (3) 合格又は不合格のみを判定する科目
 - (4) 編入学、転入学の単位認定科目
 - (5) 入学前の既修得単位認定科目
 - (6) 他大学との単位互換等で修得した科目

(不正行為)

第21条 学生が、試験期間において不正行為を行った場合には、当該試験期のその者の科目(試験時間割に掲示されている科目に限る。)をすべて無効とし、第18条の規定による成績の表示はY(失格)とする。

(進級要件)

第22条 学生が第2年次から第3年次に進級するためには、卒業要件単位のうち、64単位以上を修得しなければならない。進級に必要な科目については、別に定める。

(再入学)

第23条 学則第27条の規定により、入学を許可された者については、退学又は除籍までの在学期間、 休学期間及び停学期間は入学後の当該期間に通算するものとし、既に履修した授業科目について修 得した単位は有効とする。

(委任)

第24条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日規程第33号) この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日規則第68号)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年12月1日規程第104号) この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則(令和4年2月2日規程第1号)

- 1 この規程は、令和4年2月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程は、令和3年度入学生から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月5日規程第3号)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係) 最低修得単位数 [一部改正 令和3年規程第68号]

(1)公共政策学科

			회 I I I I	地域創造学	≦部
			科目区分	公共政策学科	備考
		全学教育	科目最低修得単位数	36	長崎県立大学全学教育 履修規程別表第1
	学部共	通専門科目		10	
		基幹科目		12	
			地域課題関連分野	4	実践経済学科の学科専 門科目の基幹科目及び
専門	学科	発展科目	公共政策関連分野	4	発展科目(『経済関連分
教	専	光灰竹口	経済·社会関連分野	4	野』『地域経済関連分 野』『企業経済関連分
育科	門科		実践科目	14	野』)より8単位を上限と
目	目	ゼミナール		12	して選択単位に含めることができる。
		関連科目			
		選択科目			
			専門教育科目合計	92	
		最	低修得単位数	128	

(2) 実践経済学科

			최 I I I / /	地域創造学	部
			科目区分	実践経済学科	備考
		全学教育	科目最低修得単位数	36	長崎県立大学全学教育 履修規程別表第1
	学部共	通専門科目		10	
		基幹科目		6	
			経済関連分野	8	公共政策学科の学科専 四半期 1 日本 1 日
専門	学到	双屈利日	地域経済関連分野	10 (※1)	発展科目(『地域課題関
教	専	科 養展科目 虚業経済関連分野 10 (※1)	連分野』『公共政策関連 分野』『経済·社会関連		
育科	門科		実践科目	16	分野』)より8単位を上限
目	目	ゼミナール		12	として選択単位に含めることができる。
		関連科目			
		選択科目		30	
			専門教育科目合計	92	
		最	低修得単位数	128	

(※1) どちらかの関連分野科目を10単位以上を選択必修

公共政策学科

[Z	<u> </u>		授業科目	配当年次		単位数		備考		
	<u> </u>	IJ		11111111111111111111111111111111111111	必修	選択必修	選択	VH 与		
	専学		地 域 創 造 概 論	1	2					
	門部	L	地域経済論	1	2					
	科共目通		ミクロ経済学入門	1	2			必修10単位		
	目通	-	マクロ経済学入門	1	2					
			基礎統計学	1	2					
	+	+	経済政策論	2	2					
	基	<u>k</u>	公 共 政 策 論	2	2					
	卓禾	T ∜L	政策 形成論 政策 評価論	2	2			必修12単位		
	1°			2 2	2 2					
	·	·	地方財政論	2	2					
		地	地域社会論	2		2				
		域	地域文化論	2		2				
	分	分課	地域計画論	3		2		4 14 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15		
		野題	都 市 研 究	2		2		┣ 4単位選択必修		
		関	社 会 調 査 法	2		2				
		連	フィールド調査法	2		2		Ų		
		_	市民自治論	2		2				
			地 方 自 治 論	2		2				
		7.7	市民参加論(NPO/NGO論を含む)	_		2				
		公共	政 治 学 概 論	2		2				
		政	法 律 学 概 論	2		2				
		策		2		2				
		関	商法	2		2		▶ 4単位選択必修		
		連	労 働 法	2		2				
		分	行 政 学	3		2		1		
	発	野	行 政 法 地 方 自 治 法	3		2				
学	展		地 方 自 治 法 危 機 管 理 論	3		2		1		
科	科	-	西	3•4		2 2		1		
専	目		ミクロ経済学	3 2		2		K		
門		-	マクロ経済学	2		2		1		
科目		-	経済史	3		2				
Ħ			地域経済史	3		2		1		
		経	経済 地 理 学	2		2				
		済	地 域 産 業 論	3		2				
		• 5 L	公 益 企 業 論	3•4		2				
		社会	地 域 振 興 論	3		2				
		関	社 会 学 概 論	2		2				
		連	社 会 政 策 論	3		2				
		分	環境政策論	3		2				
		野	文化政策論	3		2				
		-	都市政策論	3•4		2				
		-	男女共同参画論	3		2				
		-	社 会 保 障 論 地 域 交 通 論	3•4		2				
}				3•4	n	2	-	\forall		
		ŀ	新聞で学ぶ経済 I 新聞で学ぶ経済 II	1 2	2 2					
		ŀ	新聞で学ぶ経済Ⅲ	3	2					
	4	E.	日経リレー講座	2	2					
	复 路 禾	フ も	行政の実務と実践	2	2					
	禾	~ 斗	社会調査演習	2			2			
	ļ	i	地域分析法 I	2			2			
		ļ	地域分析法Ⅱ	2			2			
		ļ	公 共 政 策 実 習	3		4		4. 以 任 语 和 以 1/4		
		Ī	公共機関インターンシップ	3		4		▶4単位選択必修		

別表第2(第6条関係) 専門教育科目

[一部改正 令和3年規程第68号、令和4年規程第1号]

公共政策学科

-	7 <i>\(\(\)</i>		授業科	Ħ		配当年次	単位数			備考
区 分			1又未付	ſ Ħ		配当牛扒	必修	選択必修	選択	7用 石
	ナゼ	基	礎	演	習	2	4			
学	1 5	専	門	演	習	3	4			
科科	ル	卒	業	論	文	4	4			
目専		人	文 地	理 概	説	2			2	
門	目連	自	然 地	理 概	説	2			2	
	科	日	本	地	誌	1			2	

- 業経済関連分野』)より8単位を上限として選択単位に含めることができる。

別表第3(第6条関係) 専門教育科目 [一部改正 令和3年規程第68号、令和4年規程第1号、令和7年規程第3号]

実践経済学科

io.	,		夜柴芝口	型 上 上 上 上		単位数		/些 *			
区	<u>ح</u>	Ĵ	授業科目	配当年次	必修	選択必修	選択	備考			
Ē	専学		地域創造概論	1	2						
	門部		地域経済論	1	2			N Mrs o W H			
	科共		ミクロ経済学入門 マクロ経済学入門	1	2			必修10単位			
	目通		基礎統計学	1	2 2						
		基	こり ロ経済学	2	2						
	目		マクロ経済学	2	2			必修6単位			
		科	経済統計学	2	2						
			経 済 数 学 I	1		2					
			経済数学Ⅱ	2		2					
			経済政策論	2		2					
		経	財 政 学 I 財 政 学 II	2		2					
		済	財	2 3•4		2 2					
		関	環境経済学	2		2		▶ 8単位選択必修			
		連ハ	産業組織論	3•4		2		0十四层水沿沙			
		分 野		3•4		2					
		却	経済モデル分析	3		2					
			ゲーム理論	3		2					
			日 本 経 済 論	3		2					
			経済史	2		2		_			
22.6			地方財政論	2		2					
学	∡ &		社 会 政 策 論 農 業 経 済 論	3		2					
	発	地	農業 業 経済 論 地域 金融 論	3 2		2 2					
		域	地域データ分析	2		2					
科	経 済 関	地域振興論	3		2		「地域経済関連分野」または				
		市民参加論(NPO/NGO論を含む)	1		2		〉「企業経済関連分野」より				
		連	交 通 経 済 論	2		2		10単位選択必修			
専	展	分	地 域 交 通 論	3•4		2					
4		野	地 域 産 業 論	3•4		2					
			租税制度論	3•4		2					
			社 会 保 障 論 環 境 政 策 論	3•4		2					
門	1		環境 政策 論 簿 記 入 門	3		2 2		\langle			
	科		<u></u> 金 融 論	2		2					
			会 計 学 概 論	2		2					
科		企	現代企業論	2		2					
		業奴	世界経済事情	3		2					
	_	経済	実践ファイナンス論	3•4		2		「企業経済関連分野」または			
Η	目	関	リスクマネジメント論	3•4		2		〉「地域経済関連分野」より			
目		連	中国経済論	3		2		10単位選択必修			
		分	<u>フードシステム論</u> 現 代 産 業 論	3		2 2					
		野		3•4		2					
			中小企業論	3•4		2					
			経営分析論	3		2)			
	ŀ		新聞で学ぶ経済Ⅰ	1	2						
			新聞で学ぶ経済Ⅱ	2	2						
		実	新聞で学ぶ経済Ⅲ	3	2						
		践	日経リレー講座	2	2		-				
		科	行政の実務と実践	2	0		2				
		目	ビジネス経済の実践 地 域 企 業 研 究	3	2	2					
				3•4		2		2単位選択必修			
			企業インターンシップ	2	4	4		,			
F	ナ	J.;	基礎演習	2	4						
]	ゼミ	専 門 演 習	3	4						
	ル	`	卒 業 論 文	4	4						

別表第3(第6条関係) 専門教育科目

[一部改正 令和3年規程第68号、令和4年規程第1号、令和7年規程第3号]

実践経済学科

	ヌ 分	授業科目					配当年次		単位数		備考
区分				配当牛扒	必修	選択必修	選択	VIII 45			
		社	会	学	概	論	1			2	
学	関	法	律	学	概	論	1			2	
科科		政	治	学	概	論	1			2	
目専		商				法	2			2	
門	目	労		働		法	2			2	
		民				法	2			2	

- ○学部共通専門科目及び学科専門科目92単位(必修42単位、選択必修 20単位、選択30単位)・学科専門科目の発展科目『経済関連分野』から8単位以上を修得
- ・学科専門科目の発展科目『地域経済関連分野』または『企業経済関連分野』から10単位以上を修得
- ・『地域企業研究』『長崎白書実践演習』のいずれか2単位を必修とする。
- ・公共政策学科の学科専門科目の基幹科目及び発展科目『地域課題関連分野』『公共政策関連分野』 『経済・社会関連分野』より8単位を上限として選択単位に含めることができる。

別表第4(第18条関係) 成績の表示

成績評語	点数	単位付与	GP	備考
A(秀)	90~100点	合格	4.0	
B(優)	80点~89点	合格	3.0	
C(良)	70点~79点	合格	2.0	
D(回)	60点~69点	合格	1.0	
F(不可)	59点以下	不合格	0	
N(単位認定)	_	合格	_	他大学等で修得した単位の認定
W(履修中止)	_	_	_	履修中止の手続きをしたもの
G(合格)	_	合格	_	合格か不合格かを判定する科目
H(不合格)		不合格	_	合格か不合格かを判定する科目
Y(失格)	_	不合格	0	出席不足等で受験資格のないもの

			τī	和	丰	月
		氏	f者】 籍番号 名 話番号			
下記のとおり、長崎県立大学		学部履修規程第11	条による既	修得単位の認	恩定を申請	青いたします。
		記				
卒業又は中途退学した 大学又は短期大学名 (学部名・学科名)						
在学期間 (休学期間等)		年	月入学~	年	月((卒・中退)
上記大学の既修得単作本学の単位として認定 希望する授業科目名	定を	左記の科目に対応す本学の授業科目名	する			場合、認定を
(分野)授業科目名	単位数	(分野)授業科目名	単位数	布室する1	愛允順位	左を記入する

追 試 験 申 請 書

私は のため下記科目の試験を受験できませんでしたので、 追試験をしてくださるようお願いいたします。

> 令和 年 月 日 学籍番号 氏 名 (Tel·携帯)

長崎県立大学長 様

記

試験月日	科	目	担当教員	備	考